



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 21 日（金曜日） 第 595 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則……（漁業管理課） 1		○道路の占用を制限する区域の指定……（道路保全課） 3
告 示		○電線共同溝を整備すべき道路の指定……（ ） 3
○指定障害児通所支援事業者の指定……（障がい福祉課） 2		○宅地建物取引業法による公開聴聞……（建築住宅課） 4
○保安林の指定予定の通知……（自然環境課） 2		○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……（会計課） 4
○道路の区域の変更（3 件）……（道路保全課） 2		公安委員会規則
○道路の供用の開始（2 件）……（ ） 3		○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規 則…… 4
		○若年運転者講習の実施に関する規則等の一部を 改正する規則……16

規 則

宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第10号

宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則

宮崎県漁業調整規則（令和 2 年宮崎県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（許可の有効期間） 第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。 （1） 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第4条第1項第3号から第15号まで及び第17号に掲げる漁業 <u>3年</u> （2）・（3） [略] 2 [略] （衛星船位測定送信機の備付け命令） 第51条 [略] 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 （1） 第33条第1項、第34条から第40条まで、第41条第1項、第2項若しくは第4項、第42条、第43条、第45条第1項、第46条第1項又は第47条第1項の規定に違反した者 （2） 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反した者 （3） 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第50条第1項の規定に基づく命令に違反した者	（許可の有効期間） 第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。 （1） 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第4条第1項第3号から第15号まで及び第17号に掲げる漁業 <u>5年</u> （2）・（3） [略] 2 [略] （衛星船位測定送信機の備付け命令） 第51条 [略] <u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u> 第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 <u>当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u> （1） 第33条第1項、第34条から第40条まで、第41条第1項、第2項若しくは第4項、第42条、第43条、第45条第1項、第46条第1項又は第47条第1項の規定に違反したとき。 （2） 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。 （3） 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第50条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 [略]

第60条 第25条第1項（第48条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第44条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

2 [略]

第60条 第25条第1項（第48条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第44条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第59条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

（知事による漁業の許可に関する経過措置）

2 この規則の施行前に漁業法（昭和24年法律第 267号）第57条第1項の規定により知事による漁業の許可を受けている者の当該許可の有効期間については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

3 附則第1項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

告 示

宮崎県告示第 147号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		指 定 年月日	事業等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550500245	インクルホームH UG愛宕	小林市真方 218－ 1	一般社団法人H U G	小林市細野 808番 地	令和7年3月1日	放課後等デイサ ービス

宮崎県告示第 148号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡国富町大字三名字初田2621－1・2621－3・2621－49（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2621－39

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字初田2621－1・2621－3・2621－39・2621－49（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに国富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 149号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年3月21日から同年4月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡美郷町北郷黒木字ヨリキ	旧	5.4～ 41.5	267.2
			192番6地先から同郡同町北郷黒木同字 185番7地先まで	新	10.6～ 41.5	267.2

宮崎県告示第 150号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年3月21日から同年4月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	日向市上町 1丁目69番 地先から同 市中町8037 番6地先ま で	旧	7.6～ 35.2	242.9
				新	21.0～ 35.9	242.9

宮崎県告示第 151号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年3月21日から同年4月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
410	県道	木浦木 小林停 車場線	小林市東方 字坂ノ下60 87番85地先 から同市東 方同字6087 番85地先ま で	旧	5.5～ 6.2	31.7
				新	12.0～ 14.4	31.7

宮崎県告示第 152号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年3月21日から同年4月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	日向市上町 1丁目69番 地先から同 市中町8037 番6地先ま で	令和7年3月21日

宮崎県告示第 153号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年3月21日から同年4月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
410	県道	木浦木 小林停 車場線	小林市東方 字坂ノ下60 87番85地先 から同市東 方同字6087 番85地先ま で	令和7年3月21日

宮崎県告示第 154号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和7年3月21日から同年4月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡美郷町北郷黒木字ヨリキ 192 番6地先から同郡同町北郷黒木同字 1 85番7地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年3月21日

宮崎県告示第 155号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。

令和7年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間
	国道	269号	宮崎市松橋二丁目 144番地先から同市 大工一丁目 106番 1 地先まで

宮崎県告示第 156号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第65条第 2 項の規定による行政処分について、同法第69条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第16条の15第 5 項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和 7 年 3 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 日時 令和 7 年 3 月 26 日 午後 2 時
- 2 場所 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号
宮崎県防災庁舎 7 階県土整備部会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 商号又は名称 株式会社キリン不動産
 - (2) 代表者氏名 中島 淳
 - (3) 主たる事務所の所在地 宮崎県都城市八幡町10－18 1 号
 - (4) 免許証番号 宮崎県知事（1）第4959号
 - (5) 免許年月日 令和 2 年 9 月 11 日なお、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項に規定す

る関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則（平成 6 年宮崎県規則第 41 号）第 4 条第 1 項の規定により、聴聞の期日の 5 日前までに、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない。

宮崎県告示第 157号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第 4 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和 7 年 3 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	年 月 日
一般財団法人 宮崎県 交通安全協会	宮崎市大字 恒久字今井 手 878 番地 2 宮崎南 警察署敷地 内宮崎県交 通安全協会 宮崎南分室	一般財団法人 宮崎県 交通安全協会	宮崎市大字 恒久 878 番 地 4 宮崎 南警察署敷 地内宮崎南 地区交通安 全協会	令和 7 年 2 月 25 日

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第 4 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号。以下「令」という。）<u>道路</u>交通法施行規則（昭和35年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）<u>並びに</u>法又は令に基づく国家公安委員会規則（以下「国公委規則」という。）の規定に基づき、道路の交通に関し必要な事項を定めるものとする。 （安全運転管理者等の選任等の届出） 第13条 [略] 2 [略] 3 前 2 項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 （1） 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本、住民票の写し<u>又は運転免許証の写し（現に自動車の運転免許を有する者に限る。）</u> （2） [略] （3） 副安全運転管理者にあっては、<u>その者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの又はその者の自動車の運転の管理の実</u>	（趣旨） 第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号。以下「令」という。）、<u>道路</u>交通法施行規則（昭和35年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）<u>及び</u>法又は令に基づく国家公安委員会規則（以下「国公委規則」という。）の規定に基づき、道路の交通に関し必要な事項を定めるものとする。 （安全運転管理者等の選任等の届出） 第13条 [略] 2 [略] 3 前 2 項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 （1） 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本、住民票の写し、<u>運転免許証の写し、免許情報記録個人番号カードの写し又は個人番号カードの写し</u> （2） [略] （3） 副安全運転管理者にあっては、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するもの若しくは別記様式

務の経験に関する経歴を証明するもの若しくは別記様式第11号の認定書の写し（現に自動車の運転免許を有する者にあつては、運転免許証の写しをもって自動車の運転の経験の期間の証明に代えることができる。）

（4） 現に自動車の運転免許を有する者にあつては、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第2号に規定する書面で、安全運転管理者又は副安全運転管理者の運転記録の証明に関する事項を記載したもの

（住民票の写しの有効期間）

第22条 施行規則第17条第2項第1号並びに第20条第2項第2号及び第3項第1号に規定する住民票の写しは、申請前6月以内に交付されたものとす。

（試験車の指定）

第25条 [略]

（合格者の発表）

第29条 試験等に合格した者については、当該試験場においてその受験番号により発表するものとする。

2 運転免許証の交付の日時及び場所は、前項の合格者発表のとき指定するものとする。

（運転免許証の更新申請）

第33条の2 法第101条第1項に規定する運転免許証の更新を受けようとする者は、次に掲げる区分により申請しなければならない。

（1）・（2） [略]

2 宮崎、都城又は延岡の運転免許センターに前項の申請をする場合は、申請書に申請用写真の添付を要しない。

3 前2項の規定は、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新を受けようとする者について準用する。

（免許の申請の特例）

第33条の2の2 法第101条の2の2に規定する運転免許証の更新の申請をする場合の窓口は、宮崎、都城又は延岡の運転免許センターにおいて行うものとする。

（取消しの申請）

第33条の3 [略]

2 宮崎、都城若しくは延岡の運転免許センター又は警察署に免許の取消しを申請し、併せて他の種類の免許を受けたい旨の申出をする場合は、申請書に申請用写真の添付を要しない。

（運転経歴証明書の申請等）

第33条の4 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付の申請、施行規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出又は施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請は、別記様式第23号の5の運転経歴証明書交付（再交付）申請書・記載事項変更届（登録票）により、宮崎、都城若しくは延岡の運転免許センター又は警察署に申請等しなければならない。

第11号の認定書の写し又はその者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの（現に自動車の運転免許を有する者にあつては、運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カードに記録された運転免許に関する電磁的記録情報の写しをもって自動車の運転の経験の期間の証明に代えることができる。）

（4） 現に自動車の運転免許を有する者にあつては、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で、安全運転管理者又は副安全運転管理者の運転記録の証明に関する事項を記載したもの

（住民票の写しの有効期間）

第22条 施行規則第17条第2項第1号、第20条第2項第1号若しくは第2号、第30条の10第3項若しくは第4項又は第35条第1号に規定する住民票の写しは、申請前6月以内に交付されたものに限る。

（試験用自動車の指定）

第25条 [略]

（合格者の発表）

第29条 試験等に合格した者については、自動車運転免許試験場においてその受験番号により発表するものとする。

2 運転免許証の交付又は特定免許情報の記録の日時及び場所は、前項の合格者発表のとき指定するものとする。

（運転免許証等の更新申請）

第33条の2 法第101条第1項に規定する運転免許証又は免許情報記録の有効期限の更新（以下「運転免許証等の更新」という。）を受けようとする者は、次に掲げる区分により申請しなければならない。

（1）・（2） [略]

2 前項の規定は、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証等の更新を受けようとする者について準用する。

（免許の申請の特例）

第33条の2の2 法第101条の2の2に規定する運転免許証等の更新の申請をする場合の窓口は、宮崎、都城又は延岡の運転免許センターにおいて行うものとする。

（取消しの申請）

第33条の3 [略]

（運転経歴証明書の交付申請等）

第33条の4 法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書の交付若しくは法第105条の2第3項に規定する個人番号カードに対する運転経歴情報の記録の申請又は施行規則第30条の10第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請、施行規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の返納、施行規則第30条の15第1項に規定する運転経歴情報記録個人番号カードの住所、氏名若しくは生年月日の変更の届出若しくは施行規則第30条の16第1項に規定する運転経歴情報記録個人番号カードの運転経歴情報の抹消は、運転経歴証明書交付等（再交付）申請書・運転経歴証明書返納届・運転経歴情報抹消届・記載事項変更届（登録票）（別記様式第23号の5）により、宮崎、都城若しくは延岡

- 2 宮崎、都城又は延岡の運転免許センターに運転経歴証明書の交付の申請を行う場合は、申請書に申請用写真の添付を要しない。
- 3 交付した運転経歴証明書に係る返納は、宮崎、都城若しくは延岡の運転免許センター又は警察署において行うものとする。

（受講の申請等）

第38条 法第 108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を公安委員会に提出しなければならない。

（1）～（10） 〔略〕

（11） 法第 108条の2第1項第11号に掲げる講習 運転免許証更新・講習受講申請書（別記様式第35号）

（12）～（16） 〔略〕

2～4 〔略〕

5 法第 101条の4第3項に規定する運転技能検査を受けようとする者は、運転技能検査受検申請書（別記様式第35号の6）を公安委員会に提出しなければならない。

（講習修了証書等の交付）

第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。

（1） 安全運転管理者等講習 安全運転管理者等講習修了証書（別記様式第36号）

（2）～（8） 〔略〕

（地域交通安全活動推進委員の委嘱）

第41条 法第 108条の29の規定による公安委員会が委嘱する地域交通安全活動推進委員は、190人とする。

別表第1（第2条関係）

番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
〔略〕				
3の2	高齢運転者等標章の申請	〃	〃第1の3の2	2通
3の3	高齢運転者等標章記載事項の変更	〃	〃第1の3の4	2通
3の4	高齢運転者等標章の再交付申請	〃	〃第1の3の5	2通
〔略〕				
22	仮運転免許の申請	〔略〕		
23	限定解除の審査申請	〃	〃第13の4	1通
24	<u>運転免許証の交付</u>	〃		
25	運転免許証記載事項の変更届	〃	規則第16	1通

の運転免許センター又は警察署に申請等しなければならない。

（申請用写真）

第33条の5 施行規則第21条第6項第3号、第21条の2第3項、第21条の9第3項、第29条第3項、第30条の8第2項又は第30条の11第2項に規定する申請用写真は、宮崎、都城又は延岡の免許センターにおいて、申請者が持込写真による運転免許証作成を希望する場合を除き、申請書に添付を要しない。

2 施行規則第30条の7第4項に規定する申請用写真は、申請書に添付を要しない。

（受講の申請等）

第38条 法第 108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を公安委員会に提出しなければならない。

（1）～（10） 〔略〕

（11） 法第 108条の2第1項第11号に掲げる講習 運転免許証更新・講習受講申請書（別記様式第35号）

（12）～（16） 〔略〕

2～4 〔略〕

5 法第 101条の4第3項に規定する運転技能検査を受けようとする者は、運転技能検査受検申請書（別記様式第36号）を公安委員会に提出しなければならない。

（講習修了証書等の交付）

第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。

（1）～（7） 〔略〕

（地域交通安全活動推進委員の委嘱）

第41条 法第 108条の29の規定による公安委員会が委嘱する地域交通安全活動推進委員は、140人とする。

別表第1（第2条関係）

番号	申請、届出等	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
〔略〕				
3の2	高齢運転者等標章の申請	〃	〃第1の3の5	2通
3の3	高齢運転者等標章記載事項の変更	〃	〃第1の3の7	2通
3の4	高齢運転者等標章の再交付申請	〃	〃第1の3の8	2通
〔略〕				
22	技能検査の申請	〔略〕		
23	限定解除の審査申請	〃	〃第13の5	1通
24	<u>運転免許条件の付与又は変更の申請</u>	〃	〃第13の6	1通
25	運転免許証記載事項の変更届	〃	〃第16	1通

[略]				
27	再交付運転免許証の交付	〃		
28	運転免許証の更新申請	[略]		
29	運転免許証の更新期間前における更新申請	[略]		
30	運転免許証の返納	〃		
31	運転免許の取消申請	〃	規則第19の3の8	1通
32 [略]				
33	国外運転免許証の交付	〃		
34	国外運転免許証の返納	〃		1通
35	指定自動車教習所の指定申請	〃	規則第20	1通
[略]				
37	適性検査受検命令書	〃	細則第23号の3	1通
38	診断書提出命令書	〃	〃第23号の4	1通
39	運転経歴証明書の交付（再交付）申請、記載事項の変更届	管轄署長又は運転免許課長	〃第23号の5	1通
40	運転経歴証明書の交付	〃		
41	運転経歴証明書の返納	〃		
42	届出自動車教習所の教習証明	運転免許課長	〃第24号	1通
43	届出自動車教習所の変更事項届出	〃	[略]	
44～53 [略]				
54	運転免許証更新・講習の	[略]		

[略]				
27	特定免許情報の記録申請	〃	〃第17の2	1通
27の2	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に係る運転免許証の返納	〃	〃第17の3	1通
27の3	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に係る免許情報記録の抹消	〃	〃第17の4	1通
27の4	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る運転免許証の交付の申請	〃	〃第17の5	1通
27の5	再試験受験申込	〃	〃第17の7	1通
28	運転免許証等の更新申請	[略]		
29	更新期間前における運転免許証等の更新申請	[略]		
30	運転免許証等の更新時における経由申請	〃	〃第18の3	1通
31	運転免許の取消申請	〃	〃第19の3の7	1通
32 [略]				
33	国外運転免許証の返納	〃		
34	自動車教習所の届出	〃	規則第19の4の3	1通
35	指定自動車教習所の指定申請	〃	〃第20	1通
[略]				
37	技能検定員審査合格証明書及び教習指導員審査合格証明書の再交付申請	〃	〃第3号	1通
38	技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の交付申請	〃	〃第4号	1通
39	技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の再交付又は書換えの申請	〃	〃第6号	1通
40	運転経歴証明書交付等（再交付）申請、運転経歴証明書返納、運転経歴情報記録抹消又は記載事項変更の届出	管轄署長又は運転免許課長	細則第23号の5	1通
41	届出自動車教習所の変更事項等届出	運転免許課長	[略]	
42～51 [略]				
52	運転免許証等更新及び講	[略]		

受講申請			
55・56 [略]			
56の2・56の3 [略]			
56の4 [略]			
[略]			
57の2	特定任意高齢者講習の受講申請	運転免許課長	[略]
[略]			
58の2	運転技能検査の受検申請	〃	〃第35号の6 1通
[略]			
[略]			

習申請			
53・54 [略]			
55・56 [略]			
56の2 [略]			
[略]			
57の2	特定任意高齢者講習の受講申請	〃	[略]
[略]			
58の2	運転技能検査の受検申請	〃	〃第36号 1通
[略]			
[略]			

別記様式第23号の5を次のように改める。

様式第23号の5（第33条の4関係）

運転経歴証明書交付等(再交付)申請書・運転経歴証明書返納届・運転経歴情報抹消届・記載事項変更届(登録票)									
宮崎県公安委員会 殿									
※太線枠内に記入してください。年 月 日									
写真 貼付欄	☐ 運転経歴証明書（交付・返納）				申請者 氏名				
	☐ マイナ経歴証明書（記録・抹消）				生年月日	年 月 日			
					電話番号				
	マイナ経歴暗証番号				記載事項変更記入欄				
					フリガナ(姓)	(名)	新生年月日		
☐ 再交付(再記録) ☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴	暗証番号は設定しません。 署名				新氏名			年 月 日	
					新住所	市 郡			
現在保有するもの									
運転経歴証明書の番号		第 号 年 月 日 公安委員会発行							
運転経歴情報記録の番号		第 号 年 月 日 公安委員会記録等							
申請取消年月日		年 月 日		処分番号		経歴番号			
運転 経歴 証明 書 デ ー タ 印 字 部 分						マイナナンバーカード効力		有効・失効	

確 認 欄

- ・ マイナナンバーカード
- ・ 住・郵・保
- ・ その他

確認資料受領
印(サイン)

別記様式第28号を次のように改める。

様式第 28 号（第 38 条関係）

																		整 理 番 号					
停止処分者講習受講申出書																		第		号			
宮崎県公安委員会 殿																		年		月		日	
住 所																							
氏 名												生 年 月 日		年		月		日					
年 齢		歳										職 業											
私は 年 月 日の違反（ ） 事故（死・傷・物）によって下記のとおり運転免許の効力を 年 月 日から 日間停止されましたが、講習を受けたいと思いますので申し出ます。 （ 年 月 日）が満了日です。																							
免 種 類 の 許 可	種 大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 自 動 車	普 自 動 車	小 型	原 付 二 輪	けん 引 車	種 大 型	中 型	普 通	大 自 動 車	けん 引 車	免 許	免許証番号		第		—		号	
																免許情報記録 番 号		第		—		号	
																有効年月日		年		月		日	
講 習 区 分				停 止 日 数										手 数 料									
短 期 講 習				40 日 未満																			
中 期 講 習				40 日 以上 90 日未満																			
長 期 講 習				90 日 以上 180 日以下																			
証 紙 貼 付 欄	(宮崎県収入証紙)																						
考 査 成 績 表																							
考 査 成 績		判 定						短 縮		返 還 日													
開 講	終 了	優	良	可	不																		
										日													

別記様式第34号から別記様式第35号の3を次のように改める。

様式第34号（第38条関係）

初心運転者講習受講申出書

年 月 日

自動車学校

管理者 殿

住 所

ふりがな
氏 名

年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習の受講を申し出ます。

講習年月日	年 月 日
講習場所	
初心運転者講習に係る免許の種類等	免許証等番号 第 号 交付等年月日 年 月 日 免許の種別（講習対象）（ ）
備考	通知番号 _____

様式第35号(第38条関係)

運転免許証等更新及び講習申請書(手数料)

宮崎県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名			
生年月日	年	月	日 (歳)

運転免許証等更新手数料 ☐ 1,300円 ☐ 2,100円 ☐ 2,850円 ☐ 2,950円	
特定免許情報記録手数料 ☐ 100円 ☐ 800円	
講習手数料	☐ 優良 500円 ・ ☐ 一般 800円 ・ ☐ 違反 1,400円 ☐ 優良 200円 (オンライン) ・ ☐ 一般 200円 (オンライン) ・ ☐ 初回 1,400円

様式第35号の2（第38条関係）

更 新 時	☐ 実車あり	臨 時	☐ 実車あり
	☐ 実車なし		☐ 実車なし

高齢者講習受講申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名 男・女

生年月日 年 月 日生

免許証等の有効期限	年 月 日まで有効														
免許証番号	第													号	
	年 月 日 公安委員会交付														
免許情報記録番号	第													号	
	年 月 日 公安委員会記録等														
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	けん 二
手数料															
備考	高齢者講習通知書の種別 ☐ い ☐ ろ ☐ は 運転免許の一部取消し予定 ☐ 有（ ）														

- 留意事項
- 1 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び高齢者講習通知書を添えて提出してください。
 - 2 更新時・臨時の実車あり・なしのいずれかにチェックしてください。
 - 3 備考欄の該当するものにチェックしてください。

様式第35号の3（第38条関係）

違反者講習受講申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住所
氏名 男・女
生年月日 年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を申し込みます。

交付公安委員会	公安委員会														
交付年月日等	年 月 日交付														
免許証番号	第													号	
免許情報記録番号	第													号	
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	けん 二
講習 手 数 料	社会参加 選択（ ）														
	実車指導 選択（ ）														
通知手数料															
備考															

備考 1 社会参加活動又は実車指導のいずれかに○印をしてください。
2 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び違反者講習通知書を添えて提出してください。

別記様式第35号の4の2を次のように改める。

様式第35号の4の2（第38条関係）

		☐ 実車あり		☐ 実車なし																			
特定任意高齢者講習受講申請書																							
宮崎県公安委員会 殿				年 月 日																			
住 所																							
氏 名				男・女																			
生年月日				年 月 日生																			
免許証等の有効期限	年 月 日まで有効																						
免許証番号	第 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 号																						
年 月 日 公安委員会交付																							
免許情報記録番号	第 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 号																						
年 月 日 公安委員会記録等																							
免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん								
	型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引	二	二	二	特二	二								
手数料																							
備考	高齢者講習通知書の種別 ☐ 技能 ☐ 認検 ☐ 講習 運転免許の一部取消し予定 ☐ 有（ ）																						

- 留意事項
- 1 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び高齢者講習通知書を添えて提出してください。
 - 2 実車あり・なしのいずれかにチェックしてください。
 - 3 備考欄の該当するものにチェックしてください。

別記様式第36号を削る。

別記様式第35号の 6 を別記様式第36号とする。

別記様式第40号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記様式第41号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記様式第44号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、第 41 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から、別記様式第 40 号、別記様式第 41 号及び別記様式第 44 号の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の宮崎県道路交通法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

若年運転者講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第 5 号

若年運転者講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則

（若年運転者講習の実施に関する規則の一部改正）

第 1 条 若年運転者講習の実施に関する規則（令和 4 年宮崎県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 16 号及び別記様式第 17 号を次のように改める。

様式第16号（第13条第2項関係）

若年運転者講習受講予定者通知書

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者 殿

宮崎県公安委員会

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を実施するよう通知する。

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許 種別	免許証番号	講習指定 年 月 日
					免許情報記録番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第17号（第13条第3項関係）

若 年 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
宮崎県公安委員会	
下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の 種 類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第16条関係）

若 年 運 転 者 講 習 結 果 報 告 書

年 月 日

公安委員会 殿

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許の 種 類	免許証番号	講習指 導員名
					免許情報記録番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（高齢者講習の実施に関する規則の一部改正）

第2条 高齢者講習の実施に関する規則（令和4年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（高齢者講習の実施時期） 第2条 次の各号に掲げる高齢者講習の実施時期は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）<u>運転免許証の更新</u>を受けようとする者に対するもの <u>運転免許証</u>の更新期間が満了する日6月以内 （2）・（3） [略]	（高齢者講習の実施時期） 第2条 次の各号に掲げる高齢者講習の実施時期は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）<u>運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新</u>（以下「<u>運転免許証等の更新</u>」という。）を受けようとする者に対するもの <u>運転免許証等</u>の更新期間が満了する日6月以内 （2）・（3） [略]

（運転技能検査の実施に関する規則の一部改正）

第3条 運転技能検査の実施に関する規則（令和4年宮崎県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（検査の時期） 第2条 検査の時期は、法第101条の4第3項に規定する<u>免許証の更新</u>を受けようとする者にあつては、更新期間が満了する日前6月以内、法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者及び同項第5号の規定による特別取消処分者にあつては、免許申請書を提出した日前1年以内とする。	（検査の時期） 第2条 検査の時期は、法第101条の4第3項に規定する<u>運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新</u>を受けようとする者にあつては、更新期間が満了する日前6月以内、法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者及び同項第5号の規定による特別取消処分者にあつては、免許申請書を提出した日前1年以内とする。

（運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部改正）

第4条 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年宮崎県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号及び別記様式第8号を次のように改める。

様式第 7 号（第 7 条関係）

にんてい にんち きのうけん さけつ か つう ちしよ
認定認知機能検査結果通知書じゆう しよ
住 所し めい
氏 名せい ねん がつ び
生 年 月 日けん さ ねん がつ び
検査年月日けん さ ば しよ
検 査 場 所にん ち しよう き じゆん がい とう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。こん かい けつ か き おくりよく はん だんりよく てい か い み
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。こ じん さ か れい にん ち き のう しん たい き のう へん か
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
うんてん たいせつ
運転をすることが大切です。き おくりよく はん だんりよく てい か しんごう む し いち じ ふ てい し い はん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、今後の運転について十分注意してください。うんてんめんきよしようとう こうしん て つづき さい しよめん かなら じ さん
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者

(裏面)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

A は、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま。

B は、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま。

様式第 8 号（第 7 条関係）

認定認知機能検査結果通知書

住 所

氏 名

生 年 月 日

検 査 年 月 日

検 査 場 所

総合点

点

(A 点)

(B 点)

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証等の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者

(裏面)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできませんし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する第 1 条の規定による改正前の若年運転者講習の実施に関する規則及び第 4 条の規定による改正前の運転免許取得者等検査の認定に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

--	--